

とみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金交付要綱

(令和7年2月7日告示第17号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等高騰の影響を受けている市内事業者に対して、とみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、事業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、別表に掲げる業種を営むものをいう。

(補助金の使途)

第3条 補助金の使途は、事業活動の維持又は継続に要する費用とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年1月1日時点において次のいずれかに該当する事業者であって、今後も事業を継続する意思があるもの

ア 本店、支店又は事業所が市内にある法人

イ 本市の住民基本台帳に記録されている個人事業主

ウ 市外に居住する者であって、市内に事業所を有するもの

(2) 令和6年12月25日以前の納期限に係る市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令

上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 交付対象者が前条第1項第1号ア又はイに該当する場合 1事業者につき5万円

(2) 交付対象者が前条第1項第1号ウに該当する場合 1事業者につき2万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和7年6月30日までにとみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の振込先通帳の写し

(2) 法人の場合は、直近の法人市民税確定申告書の写し

(3) 個人事業主の場合は、事業を営んでいることが確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、とみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金交付(不交付)決定通知書(別

記第2号様式)により通知し、補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、補助金の返還を求めるものとする。

(書類の整備)

第9条 申請者は、補助金に関する書類等を整備し、補助金を交付した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 申請者は、市長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

産業分類	
大分類A	農業、林業(01農業を除く。)
大分類B	漁業
大分類C	鉱業、採石業、砂利採取業
大分類D	建設業
大分類E	製造業
大分類F	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類G	情報通信業
大分類H	運輸業・郵便業
大分類I	卸売業、小売業
大分類K	不動産業、物品賃貸業
大分類L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類M	宿泊業、飲食サービス業
大分類N	生活関連サービス業、娯楽業
大分類O	教育、学習支援
大分類P	医療、福祉
大分類R	サービス業(他に分類されないもの)(93政治・経済・文化団

	体、94宗教、96外国公務を除く。)
--	--------------------

備考

- 1 この表に掲げる用語の意義は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の定めるところによる。
- 2 この表の規定にかかわらず、性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む事業者については、交付対象者から除くものとする。

別記

第 1 号様式（第 6 条関係）

とみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

富里市長 様

（申請者）

事業所所在地

法人等名称

代表者氏名

印

とみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

企 業 名	
組 織	1 法人 2 個人
市内事業所の所在地	富里市
本店所在地又は 個人事業主の住所	
資 本 金	円
従 業 員 数	人
主 たる 業 種	☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ サービス業 ☐ その他()
主 たる 事 業 内 容	
連 絡 先 電 話 番 号	

交付申請額及び請求額 _____ 円

振込先口座情報（申請者名義）

振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区分	1 普通 2 当座
	(フリガナ)			
	口座名義人			

（裏面へ）

誓約・同意事項

私は、とみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないことになっても意義はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- ・ 申請要件を満たしており、内容に虚偽はありません。
- ・ 支援金の受領後も、引き続き富里市内で事業継続の意思があります。
- ・ 暴力団又は暴力団員ではありません。また、暴力団に関係する団体ではありません。
- ・ 公序良俗に反する事業内容ではありません。
- ・ **本補助金**の審査に当たり、必要な調査及び追加資料の提出に同意します。
- ・ 申請内容を確認するため、**富里市**が所有する申請者の個人情報及び市税の納付状況（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税）を**富里市**が閲覧することに同意します。
- ・ 対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金を返還することに応じます。

年 月 日

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の職氏名）

※自署又は記名押印

⑨

第2号様式（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



とみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあったとみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金については、とみさと中小企業等エネルギー価格等高騰対策支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

交 付	交付決定の額							円
-----	--------	--	--	--	--	--	--	---

※虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、補助金が交付された場合は、補助金の返還を命ずることがあります。

不交付	不交付の理由	
-----	--------	--